

令和9・10・11年度「枚方市生活困窮者等就労準備支援事業」及び
令和9・10・11年度「枚方市生活困窮者等家計改善支援事業」
募集要項（企画提案書作成要項）

1. 本募集要項の扱い

本募集要項は、枚方市が実施する就労準備支援事業者及び家計改善支援事業者の選定に係る資格要件及び公募型プロポーザルの手続き等を示したものである。

2. 事業名称

枚方市生活困窮者等就労準備支援事業及び枚方市生活困窮者等家計改善支援事業

3. 業務の概要

生活困窮者等就労準備支援事業は、直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対して、一般就労への準備としての基礎能力の形成を目的として、生活リズムを整える、他者との適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなど、個々の状況に応じて一般就労に向けた準備としての支援を計画的かつ一貫して行うなど、自立に向けた支援を実施することを目的とする。

また家計改善支援事業は、収入、支出その他家計の状況を適切に把握することを支援するとともに、家計再建に向けた収支の見直しについて、生活困窮者及び生活保護受給者が主体的に取り組み、家計を管理する意欲を高めるための支援を行うことを目的とする。

なお、業務内容は別紙「令和9・10・11年度生活困窮者等就労準備支援事業及び令和9・10・11年度生活困窮者等家計改善支援事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりで、両事業を一体的に実施することで、利用者が抱える複合的な課題の解消に繋げるなど、利用者の自立に向けた支援の充実を図る。

4. 業務履行期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日

※令和9年3月末日までに現委託業者より業務引継ぎを受けること。

5. 提案にあたっての評価基準等

提案に当たっては、本募集要項、仕様書に定める事項を満たす内容であることを前提としたうえで、以下の評価を行う。

なお、提案内容については、履行責任を負うものとする。

(1) 評価基準

生活困窮者等就労準備支援事業		
評価項目	確認事項	配点
1. 事業目的、課題の分析能力及び事業者の運営能力に関する事項		
①事業目的、事業に取り組む姿勢について	・枚方市の生活困窮者等の動向や地域特性、本事業の趣旨及び課題を理解、分析されているか。	10
②同種の事業の支援実績及び成果について	・事業目的に対して効果的で確実かつ適切に事業実施されているか。	10
2. 企画提案に関する事項		
①実施内容について	・利用者の就労や行動変容等を目指す内容になっているのか。本市の状況等を踏まえ、仕様書に基づいた取組になっているのか。	10
A:日常生活自立に関する支援	・社会参加に必要な生活習慣の形成や回復が図られる提案となっているか。	5
B:社会自立に関する支援	・コミュニケーション能力の形成や職場見学、ボランティア活動への参加が具体的に提案されているか。	5
C:就労自立に関する支援	・就労に向けた技法や知識の習得等が図られる提案となっているか。	5
②利用者のプログラムへの参加意欲の醸成	・支援プログラムに参加する利用者の増加を図る取り組みが提案されているか。	10
③就労体験等の内容及び新たな就労体験の場の開拓について	・就労体験等を実施する協力企業の業種や体験内容が具体的に示されているか。新たな就労体験の場を開拓できる提案となっているか。	10
3. 業務実施体制に関する事項		
①事務所等の確保について	・事業を実施する事務所や就労体験等を行う場所について利便性に優れ実施上適当な場所に配置することが提案されているか。	5
②職員の確保及び研修計画について	・人員体制は事業を実施するのに十分なものか。 ・業務実施に必要な知識習得のための研修体制が確保されているか。 ・職員の資質向上のための人権やハラスメント等に関する研修が計画されているか。	5
③個人情報の取り扱いについて	・「個人情報の保護に関する法律」の目的等を理解し、収集した個人情報の適切な管理・保存の提案がされているか。	5

4. 関係機関との連携に関する事項		
担当部署との連携について	・相互連携の重要性を認識しているか。事業者からの積極的連携の提案がなされているか。	10
小計		90

生活困窮者等家計改善支援事業		
評価項目	確認事項	配点
1. 事業目的、課題の分析能力及び事業者の運営能力に関する事項		
同種の事業の支援実績及び成果について	・事業目的に対して効果的で確実かつ適切に事業実施されているか。	5
2. 業務実施体制に関する事項		
職員の確保及び研修計画について	・人員体制は事業を実施するのに十分なものか。 ・業務実施に必要な知識習得のための研修体制が確保されているか。 ・職員の資質向上のための人権やハラスメント等に関する研修が計画されているか。	5
小計		10
合計		100

本表は枚方市生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）の委員 1 人当たりの得点合計を記載したものであり、評価に当たっては各委員の配点を合算したものを最終評価点とする。

企画提案内容の審査は各委員の持ち点を 100 点とし 5 名の委員により合計 500 点を満点として採点し、点数の最も高いものを契約候補者として選定する。ただし、評価点が満点の 60% に満たない場合は、委員の合議により契約候補者としての適否を判断する。契約候補者に事故等があり、契約が不調になった場合は、次点者を新たに契約候補者とする。

最終評価点が同点の場合は、上記表、生活困窮者等就労準備支援事業「2. 企画提案に関する事項」、「3. 業務実施体制に関する事項」、「1. 事業目的、課題の分析能力及び事業者の運営能力に関する事項」、「4. 関係機関との連携に関する事項」、生活困窮者等家計改善支援事業「2. 業務実施体制に関する事項」「1. 事業目的、課題の分析能力及び事業者の運営能力に関する事項」の項目順に得点が高いものを契約候補者とする。

6. 応募者の資格

次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ① 本市において、委託業務（その他委託）の競争入札資格を有しているものであること

と。ただし、参加資格を有していない場合は参加申込書の提出に先立ち、別途「枚方市競争入札参加資格」の申請を行い、資格を保有すること。

- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 参加申込書の提出締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止措置を受けていないこと。
- ④ 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成 25 年枚方市要項第 66 号）に基づく入札除外処置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- ⑤ 選定審査会の委員が属する企業等又は企業等と資本面もしくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

7. 書類提出

企画提案書には、業務の目的等、事業の実施に当たって基本的な考え方とその実現方策等を具体的に記入すること。

（1）公募型企画プロポーザル参加申請書（様式第 1 号）

様式第 1 号に記載の添付書類とともに申込期日までに提出すること。

（2）企画提案書（様式第 2 号）

別添仕様書に基づき、「5. 提案にあたっての評価基準等」の項目ごとに企画提案書を作成すること。

（3）参加資格確認書（様式第 3 号）

様式第 3 号のいずれの要件も満たしていることを確認の上、提出すること。

（4）就労準備支援事業及び家計改善支援事業の受託実績報告書（様式第 4－1 号）（様式第 4－2 号）

現在履行中の就労準備支援事業及び家計改善支援事業含む受託実績について、直近のものから用紙に記入し提出すること。

（5）使用印鑑届（様式第 5 号）

本事業の契約に際し使用する印鑑を届け出すること。

（6）取下書（様式第 6 号）

参加申請をされたのち、本事業のプロポーサルの参加を取り下げる場合は様式第 6 号の取下書を提出すること。

(7) その他添付書類

- ① 登記事項証明書又は登記簿謄本の写し（直近 3 カ月以内のもの）
- ② 会社（事業所）概要
- ③ 納税証明書（税務署様式その 3 の 3）
- ④ 市税の滞納無証明書（本市に納税義務を有する場合のみ）

※ 書類は、A4 判縦長横開きファイル綴じで、正本 1 部・各写し 1 1 部を同時に提出すること。

8. 再委託の禁止及び契約の解除

(1) 再委託の禁止

再委託は原則禁止とする。ただし、業務の実施にあたり、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合にあらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。再委託により実施する事業がある場合は、提案内容に明記すること。

(2) 契約の解除

次に該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。なお、契約の解除にあたっては、次の事業実施者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引継ぎ等を行うこと。

- ・ 正当な理由なく契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- ・ 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- ・ 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- ・ 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
- ・ 法令や要項等の遵守しなかったとき。
- ・ 適切、公正、中立かつ効率的に事業を実施しておらず、本市の是正指示に従わなかったとき。
- ・ 応募書類、必要書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合。
- ・ その他、契約事項に違反したとき

9. 募集要項・企画提案書等様式の配布

(1) 配布期間

令和 8 年 10 月 2 日（金）から令和 8 年 10 月 16 日（金）

ただし、土、日、祝日を含む業務時間外の受付は行わない。

(2) 配布方法

- ①枚方市役所健康福祉部健康福祉総合相談課（市役所別館 1 階）にて配架
- ②枚方市ホームページ上でのダウンロード

1 0. 質疑期間

（1）質疑期間

令和 8 年 10 月 5 日（月）から令和 8 年 10 月 16 日（金）15 時

（2）受付方法

質疑は E メールのみとし、件名は「【質疑】枚方市生活困窮者等就労準備支援事業及び枚方市家計改善支援事業」とすること。質問票（様式第 7 号）に記載の上、E メールに添付して下記のアドレスに送信すること。

【送信先 E メールアドレス】 shien@city.hirakata.osaka.jp

（3）回答公開方法

質問に対する回答は 令和 8 年 10 月 30 日（金）に健康福祉総合相談課ホームページ（質疑回答公表）にて掲載する。

ただし、公表することにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れがあるものについては当該質問者のみに回答を通知する。

1 1. 企画提案書受け付け

（1）期間

令和 8 年 10 月 30 日（金）～令和 8 年 11 月 13 日（金）

ただし、土、日、祝日を含む業務時間外の受付は行わない。

（2）場所

枚方市役所 別館 1 階 健康福祉総合相談課

（3）留意事項

- ① 受け付け終了後は、理由の如何に関わらず受け付けを行わない。また、提出後の書類は、本市が認める場合を除き、変更・追加は認めないものとする。
- ② 郵送、E メール等による受け付けは行いません。必ず持参すること。
- ③ 応募書類の記載内容に虚偽があった場合、失格とします。また、不備があった場合も同様の取扱いとする場合がある。
- ④ 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。
- ⑤ 応募に関する一切の費用は、応募申請者の負担とする。
- ⑥ 応募書類の著作権は応募者に帰属しますが、選定時において必要な場合は、応募書類の内容を発注者は無償で使用できるものとする。

1 2. 選定について

(1) 選定の方法

選定審査会において、企画提案書等に基づく調査、審議を実施し、運営候補者を選定する。

(2) 選定審査会の構成

※五十音順（敬称略）

分野	名前	所属・役職等
財務	石橋 洋平	税理士法人天の川パートナーズ 税理士
福祉	佐光 健	大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科 教授
雇用	西岡 正次	A'ワーク創造館（大阪地域就労訓練センター） 副館長・就労支援室長
医療	松尾 信郎	医療法人清和会松尾医院 院長
法律	吉本 由希	弁護士法人高槻法律事務所 弁護士

(3) プレゼンテーション

実施予定時期：令和 8 年 12 月中旬

選定審査会では、申込団体等からの企画提案内容について、プレゼンテーションを行う予定である。実施方法等については、事前に申込団体等に通知します。なお、プレゼンテーションは非公開で行う。企画提案書等の提出時に添付していなかった資料を新たに提出することはできないため、注意すること。

(4) 留意事項

- ① 応募団体等は、選定審査会委員に対し、本件応募について接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- ② 選定の結果、応募者名、審査結果の概要等は公開する。また、提出のあった応募書類一式については、情報公開請求により「枚方市情報公開条例」の規定に基づき公開する場合がある。

1 3. 審査結果について

審査結果は採否に関わらず、令和 8 年 12 月末頃（予定）に発送する。